

未公開 裁決事例紹介

執行役員兼務も退職手当の全額が特定役員退職手当に

審判所、代表取締役の地位で業務執行したものと評価



○各代表取締役に対して支給した各退職手当の全額が特定役員退職手当等に該当するか否かが争われた事案。国税不服審判所は、仮に、代表取締役が使用人としての業務に属する仕事に従事したとしても、それは代表取締役としての地位で業務を執行したものと評価すべきであり、また、各代表取締役が執行役員を兼務したとしても、その業務は使用人たる執行役員としてではなく、代表取締役としての地位で行われたとみるのが相当であるから、請求人が各代表取締役に対して支給した退職手当は、その全額が特定役員退職手当等に該当するとの判断を示した（東裁（諸）令2第15号、令和2年9月3日、棄却）。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

基礎事実等

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、請求人の代表取締役であった者に対し支給した退職手当について、特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等に区分して源泉所得税等の計算を行い納付したところ、原処分庁が、当該退職手当は、全て特定

役員退職手当等に該当するとして源泉所得税等の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、当該退職手当については、特定役員退職手当等以外の退職手当が含まれており、全てが特定役員退職手当等に該当するとの認定は誤りであるとして原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令（略）

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の各事実が認められる。

イ 請求人は、昭和56年7月7日に設立された×××××を目的とする株式会社であり、監査役会設置会社、取締役会設置会社である。

ロ 請求人は、会社業務の執行体制を明確にし、その的確かつ迅速な執行の確保に資することを目的として、平成14年7月3日付で執行役員規程を定め、執行役員制度を導入した。請求人の執行役員規程には、取締役会が、会社の業務の執行を担当する役員として執行役員を選任する旨、また、取締役は執行役員を兼ねることができる旨などが定められている。

ハ 請求人の代表取締役であった×××××、××××及び×××は、それぞれ、平成23年10月1日、平成25年4月1日及び平成27年4月1日に請求人の代表取締役に就任し（以